

自動車整備技能実習ガイドラインの見直しについて（案）

1. 概要

先般、外国人技能実習制度自動車整備事業協議会において、監理団体による監理、実習実施者（自動車整備工場）による技能実習の在り方について論議を重ね、平成30年8月に「自動車整備技能実習ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し公表するとともに、自動車整備職種を対象としている177監理団体に対し、文書により周知したところ。

このため、周知した監理団体を対象として、実態調査を実施することで、本ガイドラインの活用状況及び活用したことで見直しを求める内容や追記すべき事項等を洗い出し、調査した結果を基に、より一層自動車整備職種における外国人技能実習制度が適正に運用される環境を確保するために、本協議会において議論し必要に応じて改訂する。

2. 実態調査

1) 電話ヒアリング調査

調査対象：自動車整備職種を対象としている177監理団体（有効回答：134団体）

調査期間：平成30年10月3日～10日

2) アンケート調査

調査対象：電話ヒアリングに協力された134監理団体（有効回答：88団体）

調査期間：平成30年10月10日～11月末

3) 現地調査

調査対象：資料2-2のとおり

調査期間：平成31年2月13日～21日

3. 調査結果

資料2-1：自動車整備職種における外国人技能実習に関する電話調査報告について

資料2-2：自動車整備職種における外国人技能実習に関する訪問調査報告について

4. 自動車整備技能実習ガイドラインに対する意見

3. 調査結果を踏まえ、協議し整理